

奈良県告示第三百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徵収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 徵収を委託した歳入

奈良県農業協同組合まほろばキッチン（橿原市に所在するものに限る。）において販売するなら食と農の魅力創造国際大学校が生産した農産物の売払代金

二 受託者の名称及び所在地

名称 奈良県農業協同組合

所在地 奈良市大森町五七番地の三

三 委託事務の取扱期間

令和元年五月一日から令和二年三月三十一日まで